

関税法施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 不正競争防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、関税法施行令について所要の規定の整理を行うこととする。(関税法施行令第 62 条の 2 第 3 項第 4 号及び第 62 条の 16 第 3 項第 4 号関係)
2. この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行することとする。